

「有限」特例か 転換か

■中小企業

法務局によると、県内にある十三万の会社のうち、有限会社は六万社で株式会社を一万社上回る。会社法施行後、有限会社は新たに設立できなくなり、現在の有限会社は特例有限会社として残るか、株式会社に転換するか一を選ぶ。

通訳・翻訳を手掛ける有限会社、ナイスプレゼ

ンツ（神戸市中央区）の船曳寿華代表取締役は株式会社への転換を決めている。財務状況などの開示が求められ、業務は煩雑になるが、「大手との取引が多く、しっかりとした会社であることを印象づけたい」。

ただ、特例有限会社を選べば、役員体制などもこれまで通りでよく、転換に伴う手間やコストはかからない。「有限会社

のままでも特にアメリカトはない」（神戸市中央区内のアパレル会社）とみる経営者も少なくない。

近畿司法書士会連合会で会社法対策委員長を務める司法書士の泉水悟氏は「移行に期限はない。

自社の経営戦略を踏まえ、た上で強み、弱みを分析し、どちらを選ぶかを決つくり考えてほしい」と話している。